

令和2年6月9日
高知河川国道事務所

物部川と仁淀川の堤防除草の刈草ロールを 無料で提供いたします。

高知河川国道事務所では、物部川と仁淀川において出水期前や台風期前に堤防の異常の有無を点検し、補修することで堤防の安全を確保することを目的として堤防除草を年2回行っています。

その際に大量に発生する刈草をロールにし、無料提供することでコスト削減（処分費）及び資源の有効活用（リサイクル）を図っています。

■除草時期・・・1回目：4月中旬～7月下旬

2回目：9月初旬～12月下旬

■提供場所：物部川・仁淀川の国管理区間（別紙1を参照）

■問い合わせ先

●物部川出張所 TEL088-863-2720

〒783-0091 南国市立田古番地 1347 番地 1

●仁淀川出張所 TEL088-894-2044

〒781-0301 高知市春野町弘岡上 1992

■持ち帰りの際の注意点等につきましては
別紙2を参照ください。



本施策は、四国圏広域地方計画【地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト】の取組に該当します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

電話 088-833-0111（代表）

副所長

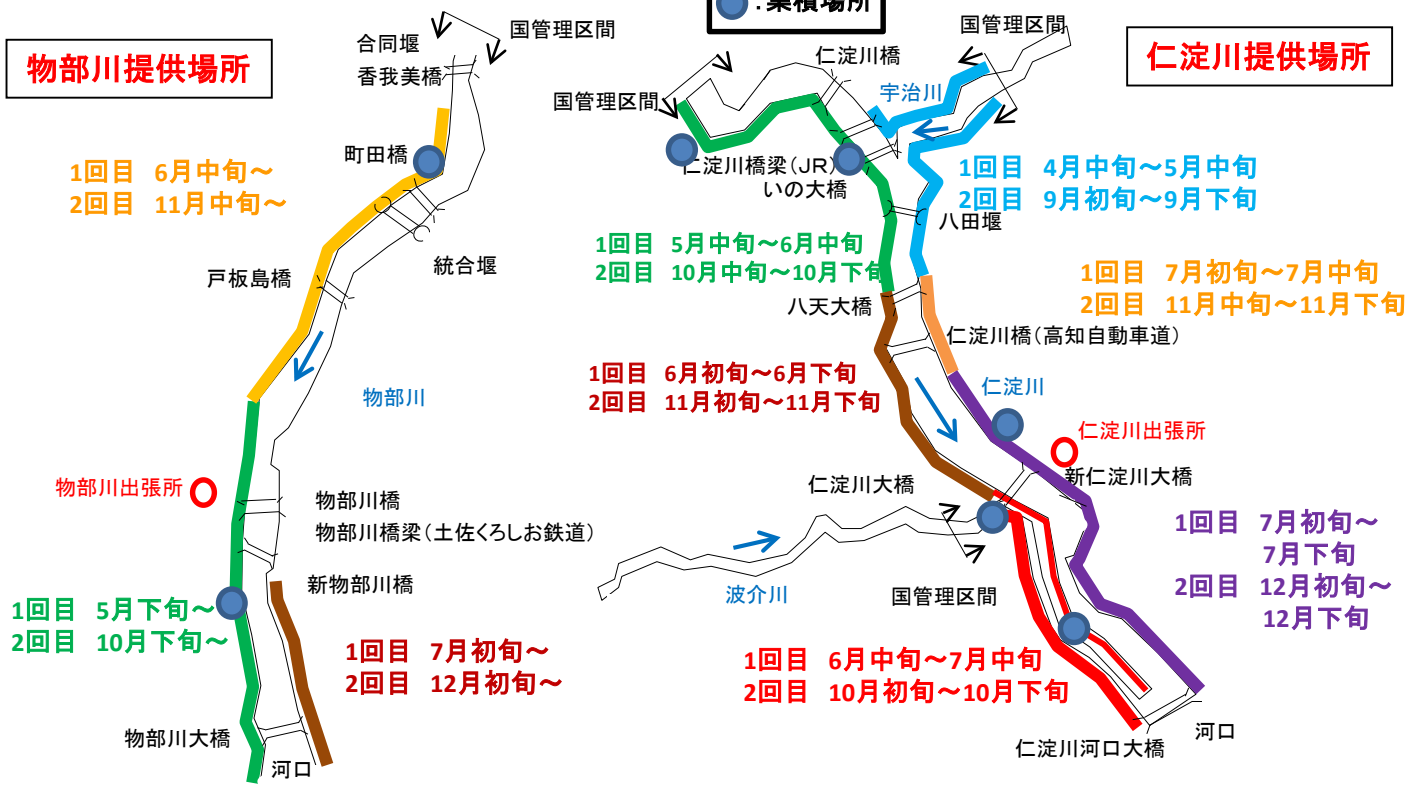
もりもと
森本 修三

○河川管理課長

やました
山下 正浩

○主な問い合わせ先

刈草ロール提供場所



除草から刈草ロール提供までの状況写真

除草・梱包状況



受取状況



■持ち帰りの際の注意事項及び主な連絡先について

持ち帰りにつきましては、ご自由にお取りいただきかまいませんが、下記の注意事項についてご確認お願いいたします。

● 注意事項

- 1) 刈草ロール材は目的(堆肥、農作物の敷草等)以外の用途には利用せず、責任を持って適正に利用して下さい。また、転売、換金、返品等を行わないで下さい。
- 2) 積込・運搬については、刈草の提供を受ける方の負担において、お願いします。
- 3) 刈草ロール材の不法投棄、不法焼却および収集運搬時の過積載等を行わないで下さい。
- 4) 農家、酪農家・その他刈草の提供を受ける方において、用途に適しているか判断して下さい。
- 5) 刈草ロール材の利用に際し、万一事故等が発生したとしても、国土交通省は一切の責任を負えません。

6) 不適切な利用をした場合(違法行為)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金などの処罰が科される場合があります。

●ご要望等の際の連絡先

持ち帰りの際のご質問ご要望等ございましたら、下記の出張所まで電話連絡いただくか、高知河川国道事務所のツイッターアカウント(https://twitter.com/mlit_kochi)までメッセージをお願いいたします。

※電話連絡は、平日の8:30~17:00の間をお願いします。

■物部川出張所

TEL088-863-2720

〒783-0091 南国市立田古番地1347番地1



■仁淀川出張所

TEL088-894-2044

〒781-0301 高知市春野町弘岡上1992番地



ご協力のほどよろしくお願いいたします。